

保護林管理方針書について（案）

平成 27 年 9 月に保護林制度の改正が行われ、平成 27 年 9 月 28 日付け 27 林国経第 49 号において、今後の保護林の設定・管理における基本的な考え方を示した保護林設定管理要領（以下「要領」という。）が定められた。

要領において、各保護林に次の事項を内容とする保護林管理方針書（以下「管理方針書」という。）を作成するものと定められている。

- I. 名称
- II. 面積
- III. 設定年月日、変更年月日
- IV. 位置及び区域
- V. 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項
- VI. 保護・管理及び利用に関する事項
- VII. モニタリングの実施間隔及び留意事項
- VIII. 法令等に基づく指定状況
- IX. その他留意事項

関東森林管理局管内に設定されている 156 箇所の保護林については、107 箇所に再編する予定であり、その内訳は、複数の保護林を統合するものが 13 箇所、統合は行わないものの区域の拡充を行うものが 13 箇所、統合も区域の変更も行わないものが 81 箇所となる。

各保護林の管理方針書の記載にあたっては、管理方針書の記載要領に基づき、別紙 1 のとおり各事項の記載内容を整理し、各保護林の保護林台帳の内容を転記することを基本に管理方針書（案）の作成を行った。

再編により管理方針書の内容を見直す必要性については、別紙 2 により検討を行った結果、複数の保護林の統合や面積の拡充等により、管理方針の内容を変更するものが 7 箇所となった（資料 2 - 2）。

このうち統合を行う 13 箇所のうち 10 箇所については、統合前のそれぞれの保護林台帳の設定目的や保護・管理の対象をあわせて記載しており、その管理方針に変更がないものとして整理した（資料 2 - 3）。

面積の拡充を行う保護林 13 箇所のうち 12 箇所については、5 ha 未満の保護林の区域を拡充したものであり、拡充部分の林分内容や保護林の目的等を変更するものではないため、保護林台帳の内容を引き継ぎ、その管理方針に変更がないものとして整理した（資料 2 - 4）。

また、区域の変更を行わない保護林 81 箇所のうち 78 箇所については、設定の目的等について変更を行わないことから、その管理方針に変更がないものとして整理した（資料 2 - 5）。

なお、昨年度からの保護林管理委員会の中で指摘のあったシカ対策については、今後開催予定の保護林モニタリング調査部会において、モニタリング間隔の検討等とあわせ検討することとする。

管理方針書への記載事項

基本は保護林台帳及び設定方針を転記することとし、不足部分等については、適宜追加。

I. 名称

1. 対象保護林の名称
2. 担当の森林管理署等
3. 森林計画区名

II. 面積

保護林の設定面積（森林生態系保護地域、生物群集保護林については保存地区と保全利用地区の面積も記載。今回、南アルプス南部光岳森林生態系保護地域及び生物群集保護林については未定のため空欄とする）

III. 設定年月日及び変更年月日

1. 設定年月日…再編前の保護林が設定された年月日
2. 変更年月日…再編が反映された国有林野施業実施計画開始年月日

IV. 位置及び区域

1. 国有林名
2. 林小班（林小班数が多い場合には、指定林小班が判別できる図等を別添で代える）

V. 保護・管理を図るべき森林生態系、個体群に関する事項

1. 設定目的
統合が行われた保護林などは、統合前の保護林台帳を基に案を記載した。
2. 保護・管理の対象
 - 名称
 - 学名
 - 保護林設定要領第4の3（2）の項目の中で該当するもの
 - 対象の現況
3. 保護林の特徴
 - 林況
 - 地況

VI. 保護・管理及び利用に関する事項

再編前の保護林台帳の記載内容をベースとし、統合される保護林等については、各方針書に案を記載した。

VII. モニタリングの実施間隔及び留意事項

モニタリング実施間隔及び理由。実施間隔については、モニタリング調査結果等を用いて検討する。

VIII. 法令等に基づく指定概況

保護林内での保安林、自然公園等の指定状況

Ⅸ. その他留意事項

1. 当該保護林の名称変更・統合等に関する履歴
2. 当該保護林に係る文献、標識その他の施設の設置状況等

管理方針に変更のある保護林

